

環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照表 目次

○環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）	1
○臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）（抄）	11

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 秘書官（第一条）</p> <p>第二章 内部部局等</p> <p> 第一節 大臣官房及び局並びに放射性物質汚染対処技術統括官の設置等（<u>第二条―第八条</u>）</p> <p> 第二節 特別な職の設置等（<u>第九条―第十一条</u>）</p> <p> 第三節 課の設置等</p> <p> 第一款 大臣官房（<u>第十二条―第十八条</u>）</p> <p> 第二款 総合環境政策局（<u>第十九条―第二十六条</u>）</p> <p> 第三款 地球環境局（<u>第二十七条―第三十条</u>）</p> <p> 第四款 水・大気環境局（<u>第三十一条―第三十六条</u>）</p> <p> 第五款 自然環境局（<u>第三十七条―第四十二条</u>）</p> <p> 第六款 放射性物質汚染対処技術統括官（<u>第四十三条</u>）</p> <p>第三章 審議会等（<u>第四十四条―第四十六条</u>）</p> <p>第四章 施設等機関（<u>第四十七条</u>）</p> <p>第五章 地方支分部局（<u>第四十八条</u>）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 秘書官（第一条）</p> <p>第二章 内部部局等</p> <p> 第一節 大臣官房及び局並びに放射性物質汚染対処技術統括官の設置等（<u>第二条―第七条の二</u>）</p> <p> 第二節 特別な職の設置等（<u>第八条―第十条</u>）</p> <p> 第三節 課の設置等</p> <p> 第一款 大臣官房（<u>第十一条―第十八条</u>）</p> <p> 第二款 総合環境政策局（<u>第十九条―第二十六条</u>）</p> <p> 第三款 地球環境局（<u>第二十七条―第三十条</u>）</p> <p> 第四款 水・大気環境局（<u>第三十一条―第三十六条</u>）</p> <p> 第五款 自然環境局（<u>第三十七条―第四十一条</u>）</p> <p> 第六款 放射性物質汚染対処技術統括官（<u>第四十一条の二</u>）</p> <p>第三章 審議会等（<u>第四十二条―第四十二条の三</u>）</p> <p>第四章 施設等機関（<u>第四十三条</u>）</p> <p>第五章 地方支分部局（<u>第四十四条</u>）</p> <p>附則</p>

第八条・第九条 (略)

(サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官)

第十条 大臣官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官六人を置く。

2| サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

3| (略)

(参事官)

第十一条 大臣官房に、参事官三人を置く。

2 (略)

(大臣官房に置く課)

第十二条 大臣官房に、廃棄物・リサイクル対策部に置くもののほか、次の三課を置く。

秘書課

第七条の二・第八条 (略)

(審議官)

第九条 大臣官房に、審議官六人を置く。

(新規)

2| (略)

(参事官)

第十条 大臣官房に、参事官四人を置く。

2 (略)

(大臣官房に置く課)

第十一条 大臣官房に、廃棄物・リサイクル対策部に置くもののほか、次の四課を置く。

秘書課

総務課
会計課

2 (略)

(秘書課の所掌事務)

第十三条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- 三 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関する事。
- 四 機構及び定員に関する事。
- 五 地方環境事務所の組織及び運営一般に関する事。
- 六 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理に関する事。
- 七 環境省の事務能率の増進に関する事。
- 八 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関する事。

(総務課の所掌事務)

第十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

総務課
会計課
政策評価広報課

2 (略)

(秘書課の所掌事務)

第十二条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- 三 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関する事。
- 四 機構及び定員に関する事。
- (新規)
- (新規)
- 五 環境省の事務能率の増進に関する事。
- 六 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関する事。

(総務課の所掌事務)

第十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 二 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事。
- 三 環境省の保有する情報の公開に関する事。
- 四 環境省の保有する個人情報の保護に関する事。
- 五 環境省の所掌事務に関する総合調整に関する事。

- 六 国会との連絡に関する事。
- 七 ~~行政の考査に関する事。~~
- 八 ~~広報に関する事（地球環境局の所掌に属するものを除く。）。~~

- 九 中央環境審議会及び公害対策会議の庶務に関する事。
- 十 環境省の情報システムの整備及び管理に関する事。
- 十一 国立国会図書館支部環境省図書館に関する事。
- 十二 ~~環境省の所掌事務に関する政策の評価に関する事。~~
- 十三 官報掲載に関する事。
- 十四 ~~環境省の所掌事務に関する相談に関する事。~~
- 十五 環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、環境省の所掌事務で他の所

- 一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 二 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事。
- 三 環境省の保有する情報の公開に関する事。
- 四 環境省の保有する個人情報の保護に関する事。
- 五 環境省の所掌事務に関する総合調整に関する事（~~政策評価広報課の所掌に属するものを除く。）。~~

- 六 国会との連絡に関する事。
(新規)
(新規)

- 七 中央環境審議会及び公害対策会議の庶務に関する事。
- 八 環境省の情報システムの整備及び管理に関する事。
- 九 国立国会図書館支部環境省図書館に関する事。
(新規)
- 十 官報掲載に関する事。
(新規)
- 十一 環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、環境省の所掌事務で他の所

掌に属しないものに関する事。

第十五条 (略)

(削る)

(企画課の所掌事務)

第十六条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五

掌に属しないものに関する事。

第十四条 (略)

(政策評価広報課の所掌事務)

第十五条 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境省の所掌事務に関する総合調整に関する事 (環境省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に係るものに限る。)

二 行政の考査に関する事。

三 広報に関する事 (地球環境局の所掌に属するものを除く。)

四 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関する事。

五 地方環境事務所の組織及び運営一般に関する事。

六 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理に関する事。

七 環境省の所掌事務に関する相談に関する事。

(企画課の所掌事務)

第十六条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五

年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。) 第二
条第一項に規定する廃棄物をいう。次条第四号及び第二十五
条第一号を除き、以下同じ。) の排出の抑制及び適正な処理
に関する事(廃棄物の再生に係るもの(廃棄物処理法の施
行に関する事並びに独立行政法人環境再生保全機構及び中
間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う業務に関する事を除
く。)に限る。)

五(八) (略)

(総合環境政策局に置く課)

第十九条 (略)

2 環境保健部に、次の二課及び参事官一人を置く。

環境保健企画管理課

環境安全課

(環境保健企画管理課の所掌事務)

第二十四条 環境保健企画管理課は、次に掲げる事務をつかさど
る。

一(九) (略)

(自然環境局に置く課)

第三十七条 自然環境局に、次の五課を置く。

年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。) 第二
条第一項に規定する廃棄物をいう。第十七条第四号及び第二
十五条第一号を除き、以下同じ。) の排出の抑制及び適正な
処理に関する事(廃棄物の再生に係るもの(廃棄物処理法
の施行に関する事並びに独立行政法人環境再生保全機構及
び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う業務に関する事
を除く。)に限る。)

五(八) (略)

(総合環境政策局に置く課)

第十九条 (略)

2 環境保健部に、次の二課及び参事官一人を置く。

企画課

環境安全課

(企画課の所掌事務)

第二十四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(九) (略)

(自然環境局に置く課)

第三十七条 自然環境局に、次の四課を置く。

総務課

自然環境計画課

国立公園課

自然環境整備課

野生生物課

(総務課の所掌事務)

第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

(削る)

(削る)

四 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関する事。

五 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関する事(野生生物課の所掌に属するものを除く。)

(削る)

六 前各号に掲げるもののほか、自然環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

総務課

自然環境計画課

国立公園課

野生生物課

(総務課の所掌事務)

第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 国立公園に関する公園事業その他の自然環境局の所掌に属する事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該施設の工事の実施に関する事。

五 温泉の保護及び整備に関する事。

六 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持及び管理に関する事。

七 人の飼養に係る動物の愛護並びに当該動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に関する事(野生生物課の所掌に属するものを除く。)

八 自然環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関する事。

九 前各号に掲げるもののほか、自然環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(自然環境計画課の所掌事務)

第三十九条 自然環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関する事(自然環境整備課の所掌に属するものを除く。)

五 景勝地及び休養地並びに公園の整備に関する事(国立公園課及び自然環境整備課の所掌に属するものを除く。)

六〜九 (略)

(国立公園課の所掌事務)

第四十条 国立公園課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自然公園の保護及び整備(自然環境整備課の所掌に属するものを除く。)並びに自然公園に関する事業の振興に関する事。

二・三 (略)

(自然環境整備課の所掌事務)

第四十一条 自然環境整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立公園に関する公園事業その他の自然環境局の所掌に属する事業に係る施設の整備に関する助成及び指導並びに当該

(自然環境計画課の所掌事務)

第三十九条 自然環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関する事(総務課の所掌に属するものを除く。)

五 景勝地及び休養地並びに公園の整備に関する事(総務課及び国立公園課の所掌に属するものを除く。)

六〜九 (略)

(国立公園課の所掌事務)

第四十条 国立公園課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自然公園の保護及び整備(総務課の所掌に属するものを除く。)並びに自然公園及び温泉に関する事業の振興に関する事。

二・三 (略)

(新規)

施設の工事の実施に関すること。

二 温泉の保護及び整備並びに温泉に関する事業の振興に関すること。

三 自然環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。

第四十二条～第四十七条 (略)

第四十八条 (略)

2 環境大臣は、一体として実施すべき事務の区域が前項に規定する二以上の地方環境事務所の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、環境省令で同項の管轄区域の特例（必要な経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

1・2 (略)

(大臣官房審議官に係る特例)

3 平成二十九年三月三十一日までの間、第十条第一項の審議官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 第十条第一項の審議官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

第四十一条～第四十三条 (略)

第四十四条 (略)

2 環境大臣は、一体として実施すべき事務の区域が前項に規定する二以上の地方環境事務所の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、環境省令で前項の管轄区域の特例（必要な経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

1・2 (略)

(大臣官房審議官に係る特例)

3 平成二十九年三月三十一日までの間、第九条第一項の審議官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 第九条第一項の審議官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

る。

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

- 5 第十一条第一項の参事官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 6 第十一条第一項の参事官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 7 第十一条第一項の参事官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 8 (略)
(参事官の設置期間の特例)
- 9 第四十二条第一項の参事官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

る。

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

- 5 第十条第一項の参事官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 6 第十条第一項の参事官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 7 第十条第一項の参事官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 8 (略)
(参事官の設置期間の特例)
- 9 第四十一条の二第一項の参事官は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

○ 臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（庶務）</p> <p>第六条 審査会の庶務は、環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第六条 審査会の庶務は、環境省総合環境政策局環境保健部企画課において処理する。</p>